

皆さまからのご意見及び市の考え方について

募集案件の詳細

案件名	倉敷市いじめ問題対策基本方針（仮称）（案）について
意見募集期間	平成26年5月12日～平成26年6月9日
担当課 （問い合わせ）	教育委員会学校教育部指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 電 話 086-426-3831 FAX 086-421-6018 E-mail xxx@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市いじめ問題基本方針（仮称）（案）について、皆様からいただいた意見とそれに対する市の考え方等は次のとおりです。

- 1 意見等の件数 6人 16件
- 2 公表する資料
 - ・ご意見及び市の考え方
 - ・倉敷市いじめ問題基本方針

倉敷市いじめ問題対策基本方針（仮称）（案）に対する意見等について

「倉敷市いじめ問題対策基本方針（仮称）」（案）について、パブリックコメントに基づき、広く市民のご意見を募集いたしました。その結果は次のとおりです。貴重なご意見ありがとうございました。

1. パブリック・コメントの状況

- (1) 実施期間 平成26年5月12日（月）から6月9日（月）まで
- (2) 意見等の件数 6名 16件

2. 主な意見等の要旨と市の考え方

No.	いただいたご意見等の要旨	市の考え方
1	いじめ防止対策推進法第4条で、いじめは明確に禁止されている。法律で禁止されるということの重みを児童生徒にもっとしっかり伝えてほしい。いじめをしないという強い心の育成とともに、法を守る事の大切さを教えてほしい。	学校では、「いじめについて考える週間」や「人権週間」等において、いじめの問題について学習したり、児童会や生徒会活動を展開する中で、主体的な活動を行ったりしています。学校生活全般を通して、決まりや法を守ろうとする意識の醸成や態度を育成して参ります。
2	管内幼稚園及び保育所における取組についての記述がないことに疑問を抱く。小学校での「いじめ」を未然に防ぐために、保幼小の連携は重要であると考えているがいかがか。	近年、保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校での異校種間連携については、その重要性がますます大きくなっていると認識しております。「いじめ防止対策推進法」では、学校種については、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）と規定しているため、本方針でも同様に定義しています。
3	<p>まずはじめに、いじめはなぜ行われるか？いじめる側といじめられる側の分析を行わなければならない。</p> <p><いじめる側></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家庭の教育力が低い家庭の子。 ② 親の期待が高すぎる子。 <p><いじめられる側></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 優秀な子でも、孤立してしまう可能性がある。先生への信頼がないため言えない。（現在の先生は、いい子で育ち、問題児の行動などが理解できない） ② 表ざたになり、孤立を深める危険があるため。（表ざたになり、これ以上いじめられることに耐えられない） <p><対策として></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 用務員に警察OBを採用し、にらみをきかせる。（本来は、これはしたくない） ② いじめられっこの情報は、表に出さない徹底した情報の管理を行う。その一点に先生は集中する。 ③ 先生へのいじめに対する対応の教育を行う。（先生がいじめに対する問題意識が希薄な気がする、あるいは避けている） ④ 教育委員会がもう少し真剣に対策を考える。（机上の空論は不要で、実態に即した対策を考える） 	子どもを取り巻く社会環境の急激な変化の中、子ども一人一人の実態把握に努め、他から認められ、共感的人間関係の中で自己有用感が感じられる学校づくりに取り組んでいくとともに、家庭や地域と学校、関係機関等が役割を分担し連携し合って、この問題に対処して参りたいと考えております。

4	<p>私は大都市の市立小，中，高校そして国立大学を経て，民間大会社の一応ですが技術系社員となり，現在は年金生活者です。通していじめるとか嫌がらせることが組織の中の問題として顕在化することはなかった。</p> <p>しかし，学校でも会社でも競争心理が働く組織であるから，出来る出来ない早い遅い良い悪い成功失敗など相互に判るために，対象者が明確な場合には，心情ではあるが「いじめ」を受けたり，受けている人を力付けたりすることは幾らかあった。それが今日流の「いじめ」として問題化しなかったさせなかった健全性，強さが個人にも家族にも学校にも会社にも社会にも行政にもあったと思います。</p> <p>私の父親は昭和初期から戦後にかけて小学校教師で，終戦の年に生まれた私は教師姿を見たことはありませんが，時代による教師受難はあったものと思います。</p>	<p>貴重な御意見としてお伺いいたします。今後とも，倉敷市の教育にお力添えをお願いします。</p>
5	<p>倉敷市いじめ問題対策基本方針（案）には頻繁に「連携」という言葉が配されているが，連携は活動そのものです。それを永遠に見届けることこそが方針を作った人・組織の仕事そのものであると自覚していただきたい。児童生徒の「いじめ」は，日本の人間社会全般の諸課題・問題の部分の部分の部分であるから，そのみみの細分化した対策案を考えても結局は細分がどの様に連携しているかで効果の有無が決まります。社会は総体で成り立っていますから，細分化したらそれを再びくっつけなければなりません。方針として「連携」と表現しただけではいじめ防止に役立ちません。「言いつ放し」や「仏（仏像）作って魂入れず」にならないようお願いいたします。</p>	<p>学校問題が複雑化・多様化する中で，それぞれの関係諸機関との連携は欠かされてきております。児童相談所，子ども相談センターやスクールソーシャルワーカーなどの福祉機関，スクールカウンセラーなどの心理の専門機関，また民生委員や主任児童委員，保健師など地域に根づいた活動をしている方々，そして医療機関や警察等とも情報の共有や行動連携しながら課題の解決を図って参りたいと考えております。</p>
6	<p>過去の他者の問題事例とその教訓を，その起こった都度に，相互研修方式で，自分達のこととして共感して自由討論することが良薬だと考えてください。方針文に入れたらどうですか。</p> <p>これは古くは「類似事故事例に学ぶ」とか「失敗学が出来た」という学問的手法の一つです。私は学者ならず一般社員としての実務パイオニア的实施者でした。手前味噌と思われるでしょうからこれ以上記しませんが，「絵に描いた餅」ではなくて事実を前にして宣言していることになるのでやる気と効果がありますよ。民間人は事を考えたら実活動，実行を関係者全員で行います。常日頃の実活動が仕事です。</p>	<p>貴重なご意見としてお伺いし，今後の取組の参考とさせていただきたいと思えます。</p>
7	<p>3ページ（3）いじめへの対処の項について，2行目に「いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等・・・」とあるが，ペナルティをあたえることはできないのか？</p>	<p>いじめを行った児童生徒の指導については，いじめは人格を傷つけ，生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる指導を行う必要があります。出席停止制度の適切な運用については，「いじめ防止対策推進法第26条」において，いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにすることが明記されております。その上で，教育上必要があると認められる時は，別室指導や特別指導，家庭学習，出席停止等の適切な指導が考えられます。個々の児童生徒の</p>
8	<p>出席停止の制度があると聞くが，適用できるのか？</p>	
9	<p>いじめを行ったものに対しては，その責任をとらせるべきだと考える。</p>	

10	<p>「重大事態への対応」においても、先に指摘した「出席停止」が書き込まれていないことに強く抗議する。「被害者に泣き寝入りをさせない」ために、強制的な措置を可能性として明示すべきであると考えている。</p>	<p>置かれた環境等も熟慮し、その子どもの成長を促すためにはどのような指導・支援が必要なかを十分に判断した上で、自分の行動に責任を取っていく指導をねばり強く行っていく必要があると考えており、出席停止の運用もその一つの選択肢と認識しております。</p>
11	<p>「いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための学校への支援等の必要な措置」について、いじめが重大な人権侵害であるにとらえているならば、実効ある対策として、学校教育法による出席停止の活用を明記してほしい。</p>	<p>「倉敷市いじめ問題対策基本方針」(案)は、「いじめ防止対策推進法」、及び「岡山県いじめ問題対策基本方針」の趣旨を踏まえて、できるだけ簡潔に策定したものです。案には、出席停止の件については記述しておりませんが、法律や国及び県の基本方針に書かれているように、出席停止制度も適切に運用して参りたいと考えております。</p>
12	<p>「2ページの2いじめ問題への基本理念の(2)いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、…」について、非常に大切な文言ですが、それについて、関係者全員が注意していただきたいのは、大人である私達が日頃何事にも傍観で済ます生活、またそれどころか隣人に道で会っても挨拶もしない生活をしているようでは自他の児童生徒の悪い見本になるだけです。</p> <p>私は日頃ゴミ出しや散歩中行き会う大人にも子供にも大人しそうな犬にまでも先に挨拶しています。相手と目線が先に合っている相手(年下)から先に声をかけてくるのはきわめて少ない。そして挨拶するのも嫌で顔を背ける人までいます。他人との接触を避ける現代人の性向ですから、少なくとも「いじめ問題対策」の直接的関係者になった方々は、児童生徒に安心される、この人から叱られたら悪いことは止めよう、この人に相談しようと思われるようなオーラの持ち主になってください。</p>	<p>大人自らが責任を果たしていくという姿勢や態度は、現代社会において特に重要になってきております。児童生徒が日々生活する学校において、教職員はその重要性を十分に理解し、児童生徒のみならず、保護者や地域の方々が安心して相談できる、信頼関係に基づいた教育活動を行って参りたいと考えております。</p>
13	<p>ラインの問題は本当に深刻だと思う。基本方針案の3(6)でも保護者の責務について触れてあるが、ラインを使っていじめを行った子どもの保護者に責任を取らせる方策を盛り込む事はできないのか。</p>	<p>情報機器・端末の利用については、保護者に一義的な責任があることを明記されております。フィルタリングや家庭でのルールづくりをはじめ、保護者の責務や監督責任について、啓発や取組の充実を図って参ります。</p>
14	<p>「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」と教育委員会との関係が不明確である。倉敷市立諸学校の管理者である教委は、いじめなど学校での問題に真っ先に対処することが求められているはずである。その対処が、標記評議会における協議の開始や進行具合によって、乱されたり、遅れたりする危惧を抱く。</p>	<p>「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」には、倉敷市「学校問題支援プロジェクト事業推進会議」の学校関係代表者、弁護士、医師、臨床心理士、警察官、学識経験者の他に、教育行政関係者として教育委員会も構成員として入っており、対応方針の検討や子どもの指導・支援等において迅速に対処して参ります。</p>

15	<p>児童生徒の「いじめ」に限定したこの基本方針や「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題対策委員会」の必要性がわからない。あつて悪いとは思いませんが、児童生徒を取り巻く環境は社会環境そのものであり、既に広義に考えれば「いじめ」を包含する児童生徒の健全な育成のためのシステムがあるのであれば、その一環として充実した方が良いと思う。考え方と組織も作って細分化しても人はついていけない、不幸にも事があつても自らの責任範囲かどうかを先に考えがちになるのではと心配です。</p>	<p>「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」は、各関係機関の連携を図り、施策の検討や検証を行う目的として倉敷市が設置するものです。また、「いじめ問題対策委員会」は、法律によって学校が設置を義務づけられているもので、いじめ問題への対策や計画を行ったり、いじめの疑いに係る情報があった場合、迅速に情報収集や組織的な対応を行ったりする役割を担っております。子どもの安心安全の実現に向けて、いじめの未然防止、早期発見、対処等の取組を、倉敷市全体で迅速に進めていくことを目的としております。</p>
16	<p>「いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策」は、著しく具体性を欠く。「基本方針」だからよい、という考えは受け入れられない。</p> <p>例えば、「いじめを許さない集団づくりと意識の醸成」とは、学校で何をすることを指すのか。「教職員の資質の向上」とは、どのような資質をどのようにして向上させていくことが想定されているのか。「関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体の間の連携強化」の「関係機関」「地域」「民間団体」とはそれぞれ何をイメージして、どのようなことをして「連携強化」しようとしているのか。例示するだけでもよいので、具体的対策につながる文章がほしい。</p> <p>「具体的方策については学校に丸投げ」では、いじめは減らないだろうし、本気で取り組もうとする姿勢そのものが疑われるのではないか。</p>	<p>「いじめを許さない集団づくりと意識の醸成」とは、「いじめについて考える週間」や「人権週間」におけるいじめの未然防止や早期解決を目指した取組のみの中で、子どもに、その内容を指導し理解させ、いじめは許さないという意識を高め、行動していこうとする意欲や態度を育てていくことです。また、全ての児童生徒が、他から認められ、居場所があるという自己存在感をもち、学校生活が楽しく満たされているという思いを抱くことができるように、学校として教職員が、授業づくりや様々な体験によって学ぶ学校行事の見直しや改善をしていかなければなりません。つまり、授業参観や校内研修等の学校における全ての教育活動を通して、授業改善や生徒指導対応における「教職員の資質の向上」に取り組んでいくことが重要だと考えています。</p> <p>「関係機関」とは、子ども相談センター、児童相談所、保健所、病院、警察署、大学等、「地域」とは、青少年を育てる会、学校評議員、民生委員、主任児童委員、保健士、町内会等を指しています。また、「民間団体」は、不登校支援団体、NPO、各種相談機関等を意味しており、これら多くの専門性のある機関と定期的な情報交換やケース会議等を行う中で、一つ一つの課題に丁寧に対応して参りたいと考えています。</p>

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市いじめ問題対策基本方針

平成 26 年 12 月
倉敷市・倉敷市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめ問題への対策の基本的な方針	1
1 いじめの定義	1
2 いじめ問題への対策の基本理念	2
3 いじめ問題への対策についての基本的な考え方	2
II いじめ問題への対策の内容	4
1 いじめ問題への対策のために本市が実施する事項	4
2 いじめ問題への対策のために学校が実施する事項	5
3 重大事態への対処	6
III その他の事項	8

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

倉敷市（以下「本市」という。）では倉敷市第六次総合計画において「自然の恵みと ひとの豊かさで 個性きらめく倉敷」をめざす将来像として掲げ、学校教育では、急激に進む人口減少と少子高齢社会に対応し、子どもが心豊かに成長できる学びの場の実現に向け、倉敷市学校問題支援総合プロジェクト事業を中心として「心の教育」を推進してきた。

特にいじめ問題については、これまでも毎年6月及び12月に設定している「いじめについて考える週間」における取組やいじめ防止リーフレット「いじめを許さない倉敷っ子」を活用した学習等、いじめの未然防止の取組を行ってきた。このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）が平成25年9月28日に施行され、それに伴い国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されたことを契機として、本市におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策（以下「いじめ問題への対策」という。）をあらためて推進するために、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」を策定することとした。

なお、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」において、「学校」とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

I いじめ問題への対策の基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、個々の行為がいじめに該当するかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈され、安易な判断がなされることのないようにするため、次のような児童生徒の心理や特性に留意し、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、事実を客観的に確認したりして、いじめの有無を確認する必要がある。

- (ア) 自分がいじめられているということを保護者や友達に知られたくないという意識から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- (イ) 加害児童生徒への恐怖心や、仲間はずれにされるのではないかとの不安から、被害児童生徒本人がいじめられていることを認めない場合
- (ウ) 障がいのある児童生徒が、その障がいの特性により、加害・被害の自覚が薄い場合やいじめられていることが認識できない場合

「一定の人的関係にある」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒や同じ部活動の生徒、学習塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあることを指す。

「心理的な影響」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含み、インターネット上での誹謗中傷等も含む。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品のたかりや、所有する物を壊されたり、隠されたりすること等も意味する。

「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

2 いじめ問題への対策の基本理念

- (1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外におけるいじめをなくすことを目指して行わなければならない。
- (2) いじめ問題への対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめが児童生徒の心と身体に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることを児童生徒が理解することを目指して行わなければならない。
- (3) いじめ問題への対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを踏まえ、本市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下で行わなければならない。

3 いじめ問題への対策についての基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、他者への思いやりや豊かな人間関係を営む力の育成に努め、主体的な活動等により、自らをよりよい方向へ導く力を育成することが必要である。また、全ての児童生徒が安心安全に生活できる、落ち着いた学習環境の基礎となる学習規律や生活規律の定着が重要である。さらに、増加しつつあるインターネット上でのいじめについては、情報モラルに関する教育や保護者への啓発も必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、現在、各学校において実施している、定期的なアンケート調査や教育相談をさらに充実させ、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備するとともに、教職員や周囲の大人がささいな兆候にも気づき、積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを訴えてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭、地域との連携が必要である。そのために、学校評議員制度等を活用して地域との連携を図ったり、PTAと教職員が、いじめの問題についての協議や研修を行う機会を設けたりする中で、地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼しておくことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校や倉敷市教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な成果を上げることが困難な場合には、学校や倉敷市教育委員会は関係機関（児童相談所、子ども相談センター、医療機関、警察等）と適切な連携をとることが必要である。そのために、平素から、情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の充実が必要である。

(6) 保護者の責務

保護者は、児童生徒に対して、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、学校が講ずるいじめ防止等のための取組への協力に努める必要がある。また、インターネット上のいじめにおいて、携帯電話・スマートフォン等が利用されることが多いことから、児童生徒の情報機器・端末の利用については保護者に一義的な責任があることを自覚するとともに、その適正な利用について指導・監督する責務があることを認識する必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 いじめ問題への対策のために本市が実施する事項

(1) 「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめ問題への対策に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめ問題の有効な対策を検討するとともに、個別のいじめ事案等についての調査や問題の解決を図るために「倉敷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「連絡協議会」は、学識経験者、児童相談所、警察、学校、教育委員会その他必要と認められる関係機関等の代表者により構成する。

(2) いじめ問題への対策のために本市が実施する主な施策

以下の施策は、いじめがどの児童生徒にも起こり得るという考えのもとで行う。

① いじめの防止のために実施する施策

- ア 道徳教育及び体験活動等の充実
- イ 児童生徒の主体的な活動の推進
- ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成
- エ 教職員の資質の向上と教育相談体制の充実
- オ 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体の間の連携強化
- カ インターネット等を通じて行われるいじめについての啓発
- キ 市の基本方針による施策の点検・評価

② いじめの早期発見のために実施する施策

- ア いじめについての定期的な調査の実施
- イ 教育相談電話等の活用による相談体制の充実

③ いじめへの対処のために実施する施策

- ア いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための学校への支援等の必要な措置
- イ 警察との連携
- ウ いじめの当事者間の在籍校が異なる場合の学校相互の連携、協力体制の整備

2 いじめ問題への対策のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ問題対策基本方針」の策定

学校は、どのようにいじめ問題への対策を行うかについての基本的な考え方や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」として定める。

(2) 「いじめ問題対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめ問題への対策に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を常設する。「いじめ問題対策委員会」は、当該学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの専門家の参加を得て、対応することにより、より実効的ないじめ問題への対策を図る。

なお、「いじめ問題対策委員会」は、次のような役割を担う。

- (ア) 学校いじめ問題対策基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったときには、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 学校が実施する取組

学校がいじめ問題への対策のために実施する取組には、以下のようなものが考えられる。

① いじめの防止のために実施する取組

- ア 道徳教育及び体験活動等の充実
- イ 校内指導体制の確立
- ウ 児童生徒の人権尊重、生命尊重の態度の育成
- エ 児童生徒が互いに認め合い、支え合う人間関係づくり
- オ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進
- カ 児童生徒がネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
- キ 教職員の指導力の向上
- ク 家庭や地域の関係団体との連携強化
- ケ 学校いじめ問題対策基本方針の周知
- コ 学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価

- ② いじめの早期発見のために実施する取組
 - ア 教職員による観察や情報交換
 - イ 定期的なアンケート調査等の実施
 - ウ 校内の教育相談体制の活用
 - エ 校外の相談機関等の周知
 - オ ソーシャルネットワークサービス等に内包される問題の把握と指導

- ③ いじめへの対処のために実施する取組
 - ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
 - イ 教職員の組織的な対応と関係機関との連携
 - ウ いじめられた児童生徒とその保護者の支援
 - エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言
 - オ いじめの事実調査
 - カ 他の児童生徒への働きかけ
 - キ いじめ解消後の継続的な指導
 - ク インターネット上の不適切な書き込み等への対処

3 重大事態への対処

(1) 倉敷市教育委員会又は学校による対処

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態

倉敷市教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同種の重大事態の発生の防止のために、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、倉敷市教育委員会へ報告し、倉敷市教育委員会は市長へ報告する。

ウ 調査の主体と組織

重大事態についての調査は、学校が主体となって行う場合と、倉敷市教育委員会が主体となって行う場合がある。

学校が調査主体となる場合、校内に設置された「いじめ問題対策委員会」

を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を活用して調査を行う。この場合にも、倉敷市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

倉敷市教育委員会が調査主体となる場合には、「連絡協議会」の構成員を中心として、公平性・中立性を確保することができる委員により、調査を行う。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する調査結果の提供

倉敷市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。

イ 調査結果の報告

倉敷市教育委員会は、調査結果を他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、市長に報告する。

(2) 市長による再調査及び措置

① 再調査

ア 重大事態の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会等を設置して再調査を行う。

イ アの再調査委員会等の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者で、職能団体や大学等から推薦された専門的な知識及び経験を有する者とし、調査の公平性・中立性を図る。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び倉敷市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査対象である重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

Ⅲ その他の事項

本市は、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」の見直しを「連絡協議会」において検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

参考資料

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

岡山県いじめ問題対策基本方針（平成26年岡山県・岡山県教育委員会）

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）